

2021年度第1回町田市外郭団体監理委員会以降の修正箇所

2022年2月1日
外郭団体監理委員会資料1-1
町田市 総務部 総務課

1 外郭団体の該当要件について

	第1回委員会時	修正後	修正の理由	委員会意見	事務局変更点	委員会意見での内容
1	『市から特定の補助対象者に対して行っている補助金等の額が500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている団体』	『過去3か年度にわたり、500万円以上かつ当該団体の事業規模(収入合計)の2分の1以上の補助金等(特定の団体を対象としているものに限る)を支出しているもの』とする。	『過去3か年度にわたり』とすることで、年度ごとの補助金額の増減によって、外郭団体に該当に影響が生じないようにする。	○		年度による補助金額が変わることで、外郭団体に該当したりしなかったりということがありうるが、この点について何か工夫はできないか。
2			貸付金に関する概念は、資産として要件を修正する。	○		貸付金と関係するのは出資金の方である。収入の2分の1というのは、ストックとフローの概念が混ざってしまっているように感じる。
3	『市から特定の団体等の運営資金の貸付金の支出が500万円以上かつ事業規模(収入合計)の2分の1以上を占めている団体』	『500万円以上の団体等の運営資金の貸付(特定の団体を対象としているものに限る)を行っているもの』とする。 ⇒基本情報調査票についても、貸付金/資産で財務指標を作成する。	貸付金が返還されない場合、市に財政的損失が発生するが、金額として500万円以上の貸付金額が返還されない場合、市に財政的損失が発生していることとする。そのため、500万円以上の貸付が特別な財政的支援であるという該当要件とし、『団体の運営資金の2分の1以上を占めている』については削除する。	○		貸付金の該当要件について、該当する団体が多くなって収拾がつかなくなるわけでもなく、貸付金額自体はかなり大きいので、『特定の団体等の運営資金の貸付金の支出が500万円以上かつ団体の資産の2分の1以上を占めている』ではなく、「または」でいいのではないか。
4	『主要な役職員に市職員が就任している団体』	『役職員※1に市職員が就任しているもの』 『※1役職員とは、理事、取締役、監事・監査役を指す。』と注を入れる。 ⇒基本情報調査票の役員の欄についても、「理事・取締役、監事・監査役」と分けて記載する。	役職員にどのような役職が含まれるのか明記し、わかりやすくする。	○		人的支援の「主要な役職員に市職員が就任している団体」の「主要な」の表現があいまいである。
5	『その他の財政的・人的な関係を有し、かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもので市長が特に指定する団体』	『その他の財政的・人的な関係を有するもので市長が特に指定するもの』とする。	該当要件で読めないものを外郭団体に含める意図を明確にするため、財政的・人的支援にさらに要件を加えるかのように見える『かつ活動範囲を市内全域として施策推進のため市と密接な関係を有するもの』については削除する。	○		その他の該当要件を設定している意図としては、該当要件で読めないものを拾おうとしているのだと思うが、一方で、「かつ」以降を見ると排除するような要素のように思ってしまう。
6	信託の受託者	外郭団体の該当要件から外す。	市が行うことができる信託は、受託者への財政的支援や、行政機能の補完ではない。また信託には、他の統制手段である議会の統制が及んでいる。【資料1-2参照】		○	-

2 指導監督区分について

	第1回委員会時	修正後	修正の理由	委員会 意見	事務局 変更点	委員会意見での内容
1	なし	市HPに掲載する「町田市の外郭団体について」に掲載する。 【資料1-3参照】	外郭団体と監理団体・基本情報公表団体の関係図を掲載することで、市民に分かりやすく説明する。	○		市民にとって分かりやすくなるよう、外郭団体と監理団体・基本情報公表団体について、図式化してほしい。
2	【監理団体】 『主要な役職員に市職員が就任している団体』	『理事・取締役等に市職員が就任しているもの』 「監事・監査役」への就任は、監理団体に含めない。	市が団体に対し指導監督をするための権限のある役職に限定する。		○	-

3 外郭団体基本情報調査票等の見直しについて

	第1回委員会時	修正後	修正の理由	委員会 意見	事務局 変更点	委員会意見での内容
1	監理団体も基本情報公表団体も同一の様式を用いるが、基本情報公表団体は、調査票の赤字部分(団体の経営に関する事項)を除いて記載する。	基本情報公表団体用の調査票は、監理団体用と基本情報公表団体用で様式を別とする。基本情報公表団体用は、赤字部分(団体の経営に関する事項)を除いた様式とする。	基本情報公表団体については、記載しないと統一した、団体の経営に関する事項が空欄になってしまい、記載する必要があるのか、記載していないのかわかりづらい。	○		基本情報公表団体については、赤字部分(団体の経営に関する事項)は記載しない、と統一した方が明確である。
2	2. 資本金等 『市以外の主な出資者』	『市以外の主な出資者・寄付者』 上位3団体分を記載することとし、個人の場合は、個人名の記載は避け、「個人からの寄付」と記載する。	記載すべき人数や対象を明確にする。 個人名を記すことで確認したい事項が明確ではないため、個人名までの記載はしない。	○		2. 資本金等の市以外の主な出資者の欄において、市が100%出資でない場合、どのように記載するのかあいまいである。また、出資者が個人であった場合の個人名をどこまで記載するのか、取扱いについては注意が必要である。「主な」という文言もあいまいである。
3	3. 財務状況 (3)財務指標	『当市貸付金比率(市貸付金/資産×100)』を設定する。	貸付金についても、外郭団体の該当要件の項目の1つとしているため、補助金と同様に比率を記載する。	○		『当市補助金比率』と同じように、「貸付金」についても指標とした方がいい。
4	3. 財務状況 (3)財務指標 『②借入金依存度』	『②借入金依存度』 ※②の借入金には、当市貸付金も含まれます。	借入金依存度では、他人資本の値を確認することが目的であるため、市からの貸付金も含む。	○		『借入金依存度』に、市からの借入金を含めて計算するかどうかについて、考え方を整理した方がいい。
5	3. 財務状況 (3)財務指標 『税の減免額』	『税の減免額』の欄を削除する。	外部団体の該当要件の項目として、税の減免の項目はないため、欄を削除する。	○		今までの財政的な検討の中に税というものはなかったが、税の減免額の項目を設定した意図を確認したい。何らかの支援理由があるので設定していると思うが、この項目で確認すべきものが分からないと感じる。

6	調査様式 記載例全般の記載例	記載例を修正する。	施設所管課が記載する際に参考となるよう、現実に近い値・事例を記載する。	○	<p>【記載例について】</p> <p>・3. 財務状況の(4)その他「税理士による確認を受けている」の記載に、「公認会計士」も加えた方がいい。</p> <p>・(3)財務指標の①自己資本比率や③流動比率の記入例の数値が現実的ではないため、例として適切ではないと感じる。また、例として増減のある値を記載するのであれば、増減の理由等の欄も記載した方がいい。</p> <p>・記載例として適切な数値・増減の理由を記載した方がいい。</p>
7	1. 団体概要 『人材育成計画策定の有無』	『人材育成計画策定の有無』の欄を削除する。	<p>外郭団体を指定する目的である、</p> <p>・団体の財務状況悪化により、行政機能の補完・代替に影響が生じることがないようにする</p> <p>・団体の財務状況悪化により、市の財政に深刻な影響を及ぼすことがないようにする</p> <p>・行政機能を補完・代替する事業が適切に行われているという状況を確認するために必要な項目を設定する。</p> <p>「人材育成計画」は、直接的には関わらないものと判断したため。</p>	○	-
8	3. 財務状況 『委託料の積算根拠』	『委託料の積算根拠』の欄を削除する。	委託料の積算根拠により確認事由が明確ではない。	○	-
9	4. 役職員数 役員 理事・取締役／監事・監査役 『うち市退職者』 正職員 『うち市退職者』	『うち市退職者』の欄をそれぞれ削除する。	<p>総務省の第三セクター等調査と項目を合わせて運用してきたが、令和3年度の第三セクター等調査より、地方公共団体退職者の調査項目が削除されたため、合わせて削除する。</p> <p>また、「市退職者」が市からの人的支援であるかのような誤解を生じること考慮し削除する。</p>	○	-
10	5. 主要事業の内容と評価 『事業の効果をどのように測定し、次年度の事業に活かしているか』	『事業の効果をどのように測定し、次年度の事業に活かしているか』の欄を削除する。	7. 市施設所管課所見の内容と重複する。	○	-
11	【基本情報公表団体の調査票のみ】 1. 団体概要 『情報公開制度の有無』 『個人情報保護制度の有無』 『外部監査の実施状況』	<p>『情報公開制度の有無』</p> <p>『個人情報保護制度の有無』</p> <p>『外部監査の実施状況』の欄を削除する。</p>	<p>基本情報公表団体については、左記の項目のような団体の運営に関する事項の指導監督権限がない。</p> <p>『個人情報保護制度の有無』については、2023年4月1日適用の個人情報の保護に関する法律改正により、外郭団体は民間事業者の扱いとなり、市の条例の範疇外となる。</p>	○	-